



連合愛知

- ・労災の防止
- ・快適な職場
- ・心身の健康

センターだより

愛知県労働者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザあら3F
TEL(052) 684-0003
FAX(052) 684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

ここに注目!! ストレスチェック制度

9月11日開かれた連合愛知安全衛生担当者研修会のメインテーマは、12月から実施されるストレスチェック制度。

石見忠司さんく厚生労働省(以下、厚労省)のポータルサイト“心の耳”運営事務局長、日本産業カウンセラーアソシエイション会長から講演を受けた。

石見さんは“心の耳”的運営を委託されており、最新の情報を厚労省等から入手しホームページにアップしているわけで、いわばメンタルヘルス関連情報の最先端者でもある。

以下、講演内容を紹介するが、今回は“心の耳”的紹介を中心報告する。

講演テーマは「ストレスチェック制度の留意点」で、今回は講演内容のうち、“心の耳”的紹介を中心報告する。

この法案では、大企業向けに作られている感がある。しかし、法では50人以上の企業すべてが対象となる。今回の講演を通じて、各社に応じてどういう対応が必要か、安全衛生委員会等に講演の中身を反映していただきたい。

“心の耳”的特設ページ「改正労働安全衛生法のポイント」は厚労省のホームページより判り易いし、最新情報が掲載されているので紹介する。

具体的な個別事例等の相談のために「実施に関する電話相談窓口」(0570-031050)があり、専門家が無料で電話相談に応じる。利用時間は平日の10時~17時。ちなみに金曜日の午後は電話がかかりにくいので、違う曜日時間帯をお勧めする。

労働者がストレスチェックの結果、高ストレスと判定されてしまうか判らない。あるいはストレスチェック制度に不安だという場合、または人事労務担当者も利用できる「制度に関する労働者等からの電話相談窓口」(0120-565-455)がある。

フリーダイヤルで、利用時間は平日17時~22時、土日10時~16時となっている。

「マニュアル・リーフレット等」の中で、「実施マニュアル」(約180ページ)は会社の中で進めていく上での教科書となる。そして、マニュアルだけでは判らないもの個別相談などに対する国の見解は「Q&A」に掲載されており、進めていく上でこの2つを手元において対応した方がいい。マニュアルで見にくい方のために、拙著「日本で一番やさしい 職場のストレスチェック制度 の参考書」をお勧めする。

また、「高ストレス者の選定方法」については実施者(医師、保健師等)の参考となる。

「実施ツール」では、「職業性ストレス簡易調査票」57項目等が掲載されている。厚労省ではこれを使うのが望ましいとしている。

そして、外国人用に英語版もある。自社独自の対応が難しい場合は「外部機関に委託する場合のチェックリスト例」がある。広報物(リーフレット・ポスター等)も掲載されている。

この中で、「簡単導入マニュアル」はパソコンを買ったときに設定する方法みたいなもので、本当に簡単で判り易い。

国が無料で行っている研修を紹介している。50人以下の事業場は義務ではないが実施する場合は助成金が出る。

「制度全般について」では、本年12月1日以降に実施しなければ、それ以前に行なっても法に基づく実施とはならないこと。そして、いつまでに実施かという点では来年11月30日までに実施すればよいことになっている。また、結果通知や面接指導まで含まないとなっている。

今、急ぐべきは、ストレスチェックを実施するための社内体制整備に重点を置くべきだ。(以下次号)



連合愛知安全衛生センター第27回定期総会

とき 12月1日(火) 15:20~17:00

ところ れあろ6階大会議室

連合愛知「2015エイズデーフォーラム」

とき 12月1日(火) 14:00~15:00

ところ れあろ6階大会議室 定期総会前段

受動喫煙で年間6,800人死亡

受動喫煙防止対策研修会は、愛知県、名古屋市、健保連愛知連合会、協会健保愛知支部の4者共催により8月31日(月)名古屋市総合社会福祉社会館において行われた。



大和浩教授

講演者がこの分野の第1人者である大和浩産業医科大学教授とあって、会場は定員を超える人であふれた。

大和教授は16年間喫煙(ニコチン依存症)の時期があり、禁煙して20年間の経験から、今吸っている人も、辞められなくて吸っているだけだから、その人たちのために辞めやすい社会を作ろうと研究されている。

講演のテーマは「公共的な屋内空間(官公庁、企業、サービス産業)の全面禁煙化の必要性とメリット」である。

私たちのまわりで、ある因子を暴露すると病気が増え、因子を除去すると病気が減るとハッキリ判っているのは、喫煙と受動喫煙だけである。

禁煙して歩こう!

厚生労働省の健康日本21(第二次)によると死因の一番が「喫煙」ついで「高血圧」で他を寄せ付けない圧倒的に高い死亡者数となっている。

タバコを止めて歩けば死因の4位までカバーできる。

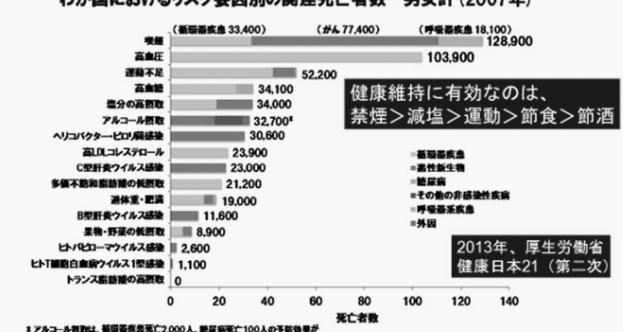
中国のPM2.5が問題になっているが、タバコはPM0.5である。だ

<次ページへ続く>

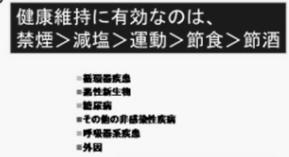
喫煙の有害性が明確に: 厚生労働省 健康日本21(第二次)

死因: 喫煙 > 高血圧 > 運動不足 > 高血糖 > 食塩 > 飲酒

わが国におけるリスク要因別の関連死亡者数-男女計(2007年)



健康維持に有効なのは、禁煙 > 減塩 > 運動 > 節食 > 節酒



2013年、厚生労働省 健康日本21(第二次)

死因: 喫煙 > 高血圧 > 運動不足 > 高血糖 > 食塩 > 飲酒

わが国におけるリスク要因別の関連死亡者数-男女計(2007年)



【問題】機械や工具の使い方として誤っているのはどちらか

- (イ) ハンマーが近くになかったので、手元にあったスパナで釘を打った
(ロ) ポール盤など回転する刃物を使用する作業時に、軍手をはずした

答えと解説は裏面

から、肺の芯まで入り異物反応を起こすし、炎症となり肺がんとなる。しかも、肺にとどまらず血流にのり全身の血管の炎症の原因となり、動脈硬化につながる。



受動喫煙により肺がん24%、心筋梗塞25%が増加し、死者は年間で6800人になる。これは交通事故よりも多い。

交通事故キャンペーンと同等かそれ以上の取り組みが必要である。

「たばこの規制に関する世界保健機構(WHO)枠組条約」では、喫煙・受動喫煙が世界規模で健康、社会、経済及び環境に及ぼす破壊的な影響について…(中略)死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的に証拠により明白に証明され…」とされている。

また、この条約の8条は「屋内の全面禁煙化(喫煙不可、居酒屋も100%禁煙化)」と記載されている。

喫煙可能な喫茶店と北京のPM2.5を比較しても圧倒的に喫茶店の方が高い。そこで働く労働者は受動喫煙を余儀なくされ、劣悪な労働環境で働くことを強要されていることになる。

当然、諸外国ではレストラン・バー(居酒屋)も全面禁煙が進行しており、現時点では45カ国が、アメリカでは26州が屋内全面禁煙となっている。

オリンピックは2000年のアテネ以降、全面禁煙の条例のある国もしくは都市でしか開催しないことを強く求めている。

そして、ロシアはソチ、韓国はチョンチョンと冬季オリンピック絡みで屋内全面禁煙となつた。

日本も2020年東京オリンピックを控え全面禁煙化を迫られる。

<以下次号>

労働保険豆知識シリーズ⑧

労災事故・運動災害が起こったら！！



☆救護・病院への搬送・応急措置を行う。
☆関係各所へ通報する。



☆付き添いの手配
☆労災「指定病院」か「指定外病院」か確認する。



☆休業が4日以上見込まれるときは「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出する。



DVDで安全・健康を学ぼう！

連合愛知加盟組織に無料で貸し出し中

内 容	タ イ ド ル	収録時間
労働安全	ガイドラインに基づく職場の救命措置と応急救手当	21分
	DVDで早わかり労働安全衛生法	140分
	協力会社の事業者責任判例から学ぶ四重責任	15分
	協力会社の事業者責任 安全配慮義務とは何か	15分
	ヒューマンエラー災害と対策 ヒューマンエラーの原因を知ろう！	16分
	ヒューマンエラー災害と対策 ヒューマンエラーを防ごう！	18分
	改訂労働安全衛生法 マネジメントシステムのあらまし	20分
	リスクアセスメントの考え方、進め方	20分
	再確認しよう 職長・安全衛生責任者とは	17分
	職場で活かす安全施行サイクル K.Y活動編	17分
	見落としていませんか 危険を～「巡思」で安全パトロールを見直そう～	22分
	リフレッシュ 安全衛生委員会 機能する安全衛生委員会を目指して	22分
熱中症	新入者の安全衛生ルールを守って安全 健康	18分
	高年齢者の安全対策 快適で安心して働くために	20分
	守っていますか？作業員の法的義務 過失相殺を知っていますか？	16分
	熱中症の危険と脳梗塞	16分
メンタルヘルス	かかえていませんか メンタルトラブル 経営者、管理者が進める解決法	26分
	知っていますか安全配慮義務 精神障害に対する経営者管理者の対応	26分
	ここぞだって風邪をひく	40分
	みんなで取り組むメンタルヘルス	24分
交通安全	自転車通勤を安全に	20分
エイズ	Let's talk.Let's go in for testing 話をしよう！検査に行こう！about AIDS,HIV	20分
労働保険	知っておくべき 労災保険の機能と役割	27分

お申し込みは連合愛知安全衛生センター 052-684-0003

【答え】(イ)

ハンマー、タガネ、スパン、レンチ、ドライバー、小刀、オノなどを総称して手工具と呼んでいます。手工具はそれぞれの用途が決まっていて、大きさもいろいろです。正しい工具を選び、正しい使い方をしましょう。使う前に必ず点検し、壊れたり、曲がったりなど不良なものは使ってはいけません。

また、ボール盤や面取り盤等の使用時は、軍手の繊維に回転する刃物が接触すると作業者の手が巻き込まれる危険性がありますので、手袋は着用してはいけません。